コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

ZERIA PHARMACEUTICAL CO., LTD.
最終更新日：2015年7月10日
ゼリア新薬工業株式会社
代表取締役社長　伊部充弘
問合せ先：経理部　TEL：03-3661-0272
証券コード：4559
http://www.zeria.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループはコーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の1つと捉え、従来より社外取締役・社外監査役の選任、常勤役員会・経営会議等の機関設計、「ゼリアグループ・コンプライアンス・スタンダード」の制定等を通じて、その整備に取り組んでまいりました。
さらに、平成18年5月19日開催の取締役会においてグループの業務の適正確保に向けた基本方針を決定いたしましたが、今後につきましても同方針に沿い、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に向け、体制整備を図っていく所存であります。
なお、当社は監査役設置会社の形態を採用しています。平成14年の旧商法の改正により「委員会等設置会社」という選択肢が設けられましたが、当社は制度・形式にかかわらず、上記施策を通じた取締役会、監査役・監査役会の経営監視機能の強化、迅速な意思決定とスピード感のある経営体制の確立等によりコーポレート・ガバナンスの充実は可能と考え、変更は実施しておりません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社伊部	4,741,847	8.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,626,800	4.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,107,050	3.96
森永乳業株式会社	2,040,215	3.84
伊部幸顕	1,592,967	2.99
ゼリア新薬工業従業員持株会	1,508,704	2.84
株式会社三井住友銀行	1,406,131	2.64
株式会社みずほ銀行	1,406,053	2.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,237,700	2.33
株式会社りそな銀行	1,182,385	2.22

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社ならびにその共同保有者2社より平成27年1月21日付で大量保有報告書（報告義務発生日　平成27年1月15日）の提出があり、3社合計で3,264,700株（出資比率6.15%）を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成27年3月31日現在における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	

更新　　10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特筆すべき事項はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大野　晃	他の会社の出身者								△			
小森哲夫	他の会社の出身者					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野　晃		森永乳業株式会社名誉会長	企業経営における豊富な経験と高い見識をもとに当社経営に助言をいただくことが有益と判断したことによるものであります。なお、当社は森永乳業株式会社と商品の仕入れ等の取引実績がありますが、その取引条件は競合する他社と同様の条件であり、同社との間に特別な利害関係はありません。
小森哲夫		元株式会社UFJ銀行代表取締役副頭取	大手金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識ならびに財務・会計への知見をもとに当社経営に助言をいただくことが有益と判断したことによるものであります。 なお、株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）は当社の主要取引金融機関ではありますが、その取引条件は競合する他金融機関と同様であり、当社との間に特別な利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の計画に基づいて期中に実施される会計監査に随時立合い、その都度、会計監査人から報告を受けております。また、期首・各四半期末・期末には監査役と会計監査人との間で会合を持ち、会計監査人から監査方針、監査実施状況等の報告を受けるとともに意見交換を行っております。
監査役と内部監査部門(監査室)は、期首に当たり監査テーマ、範囲、項目等監査計画全般について打合せを行い、問題点に対する共通認識の保有、監査の質の向上を図っております。また監査役は、監査室から監査の実施後に「内部監査報告書」、「改善指示書」及び「改善確認報告書」等の報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中　由規子	弁護士													
若林　博史	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中　由規子	○	弁護士	弁護士として培われた高度な専門知識と経験をもとに助言をいただくことが当社経営ならびに監査にとって有益と判断したためであります。 なお、同氏と当社との間には顧問契約の締結等一切の利害関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じる懸念はなく、独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。
			公認会計士として培われた財務・会計の高度

若林　博史		公認会計士	な専門知識と経験をもとに助言をいただくことが、当社経営ならびに監査にとって有益と判断したためであります。 なお、同氏は有限責任あずさ監査法人の元パートナーでありますが、現在および最近において、同氏と当社の間には顧問契約の締結等一切の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数　　1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　　実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬の業績連動につきましては、次期報酬の増減ならびに役員賞与の支給の有無によって実質的に同様の効果を生じさせることが可能。
また、報酬の増減、役員賞与の支給等を実施する場合には、前事業年度の業績と今後の見通しに基づきその都度増減金額ならびに支給額について取締役会にて検討することが妥当と考え、導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は取締役、監査役各々の報酬総額を開示するとともに、社外役員の報酬を開示しております。
平成26年4月～平成27年3月の報酬額は以下の通りです。
取締役の報酬総額（社外取締役を含む）　391百万円
監査役の報酬総額（社外監査役を含む）　44百万円
社外役員　13百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等につきましては、株主総会において決定する報酬総額の限度内で、世間水準及び従業員給与とのバランスを考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により、決定することとしております。なお、取締役の報酬につきましては、会社業績、各取締役の役位、委託職務内容、個人業績等を勘案の上、決定する方針としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役との日程調整、資料の送付等の業務は秘書室が窓口となって対応し、必要に応じて総務部がサポートする体制としております。監査役会は常勤監査役の中から議長及び特定監査役を選任し、社外監査役へ監査役会招集通知、決算関係書類、その他重要事項を随時連絡する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

□現在の体制の概要
(1)取締役会・常勤役員会及び経営会議等
取締役会は原則月1回開催し、社外取締役および社外監査役の出席の下、重要案件の決定と業務執行の監督を行っております。また、経営の

機動性を確保する目的から、常勤取締役・常勤監査役によって構成される常勤役員会を原則月１回開催し、取締役会で決定された方針に基づいた経営課題に対する迅速な意思決定と業務遂行に努めております。
　さらに、代表取締役を補佐する協議機関として副社長以上の取締役を構成メンバーとする経営会議を設け、適宜開催しております。この経営会議では、グループの経営に係る重要課題について、取締役会等における決定に先立ち、構成メンバーと議案の担当部門及び関連部門を所管する取締役との間で審議を尽くすことを主目的としております。
　なお、各機関への付議要件につきましては、取締役会・常勤役員会・経営会議各規程並びに職務権限規程においてこれを定め、厳格な運用を実施しております。
　また、業務執行の一層の円滑化と経営課題への迅速な対応を図るため、常勤取締役は担当部門の業務執行状況について、週に一度業務報告書を代表取締役に提出する体制としております。

(2)信頼性保証本部の設置
　生命や健康に直結する事業を展開する当社グループにおいては、業務の全分野に亘って高い倫理観に基づいた業務運営と内部統制の充実が求められます。このような業務特性への対応と関連法令遵守のため、当社では従来よりコンプライアンス活動を強力に推進するとともに、製品の品質・安全性管理については研究開発、生産、営業等の各本部から独立した組織として信頼性保証本部を設立し、同本部が一貫して所管する体制としております。

(3)内部監査、監査役監査ならびに監査役の機能強化に向けた取組状況について
　内部監査につきましては監査室が担当し、内部監査規程に基づき執行部門の業務遂行について業務監査を実施しております。また、監査役監査につきましては、「監査役会規程」、「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の実施基準」を定め、執行部門から報告を求める権限、内部監査部門・会計監査人との連携、会計監査人の選任・不再任・解任に係る権限等を明記し、実効性の確保を図っております。
　さらに、取締役会規程において監査役の取締役会への出席と発言権、常勤役員会規程において常勤監査役の常勤役員会への出席と発言権をそれぞれ定め、重要案件の審議に監査役の意見が反映される体制としております。また、独立性の高い社外監査役の選任、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任に留意し、監査体制の充実を図っております。

(4)会計監査について
　当社は、会社法に基づく会計監査人および金融商品取引法に基づく財務諸表監査、内部統制監査に有限責任あずさ監査法人を選任しております。同監査法人ならび監査法人の業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はありません。平成27年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については次の通りであります。

　業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員　冨永　貴雄（継続監査年数3年）
指定有限責任社員　業務執行社員　坂井　知倫（継続監査年数1年）

　監査業務に係る補助者の構成
公認会計士5名　その他9名

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

　当社は監査役設置会社の形態を採用しております。平成１４年５月公布の「商法等の一部を改正する法律」によって「委員会等設置会社」の形態が認められることとなりましたが、当社は制度・形式にかかわらず、高い見識と企業経営者としての豊富な経験、専門的知識を保有する独立性の高い社外取締役・社外監査役の選任、前述の機関設計と関連諸規程の厳格な運用を通じてコーポレート・ガバナンスの充実は可能と考え、監査役設置会社の形態を維持しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告を導入し、出席株主にとってわかり易い総会運営に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回（年度末と第2四半期終了時点）開催することにしております。なお、同説明会では、決算内容の説明だけでなく、会社の現況や経営方針の説明に重点を置いております。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載内容：決算短信、有価証券報告書、決算説明会の資料、株価情報、決算公告、株主優待等。その他、人事・組織、新製品、研究開発等に係る情報もニュースリリースとして掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：広報部	
その他	証券アナリスト、機関投資家、報道機関に対しては決算説明会のみならず、個別の訪問取材にも重点を置いて対応しております。また、個人投資家向け説明会も不定期ではありますが、開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成12年12月、埼玉、筑波両工場においてISO－14001の認証を取得し、環境保全に係る法令を厳格に遵守するとともに、省エネルギーにも積極的に取り組んでおります。また、災害被災地や開発途上国に対する無償での医薬品提供や義援金拠出等についても前向きに取組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループの企業理念である「Z・E・R・I・A Five コーポレート・スピリッツ」の1項目「Excel in quality at every level（企業活動のすべてにベスト・クオリティの追求を）」において、総合健康産業として社会倫理と行動規範を遵守し、企業活動すべてにおいて、また提供する製品すべてにおいてベスト・クオリティを追求することを唱っております。また、「Inspire confidence in management（信頼と期待に応える経営を）」において、健全経営を軸として企業の社会的責任を果たし、持続的成長によりステークホルダーの信頼と期待に応えていくことを唱っており、当社グループはステークホルダーの存在を十分に認識した企業活動を基本理念としております。これをさらに具現化したものとして「ゼリアグループ・コンプライアンス・スタンダード」を制定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】
　当社は平成18年5月19日開催の取締役会において会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための
体制整備に向けた基本方針を決定いたしましたが、その内容は以下の通りであります(平成19年1月26日開催の取締役会にて一部改定)。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)1)企業の社会的責任を果たし企業倫理の高揚とともに不祥事の発生を防止することを目的とし、ゼリアグループ(当社及び当社関係会社)全体に適用されるコンプライアンスに係る規程を作成する。またコンプライアンス活動を継続的に実施するためにコンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス違反の事実(おそれのある事実を含む)が発生した場合の通報制度を構築する。通報先としては社外を含む複数先を設置する。

2)コンプライアンス委員会は、法令遵守意識の向上を図るためコンプライアンス・スタンダードを作成し、また必要に応じて改訂し見直すとともに各部門に対する教育・研修を計画的に行うものとする。さらにコンプライアンス活動を実効性のあるものとするため、各部門のコンプライアンス活動の状況を監査・監督し、法令・定款・社内規程等の違反事実のあるときは必要な措置をとり、さらに再発防止策を検討するものとする。

3)会社にとって重要な法令、業界基準等については社内規程を制定し、規程を所管する部門により厳格な運用及び管理を行う。また医薬品企業として特に重要な薬事法その他関連法令の遵守のために、独立の組織において品質管理および安全管理体制を確保する。

(2)取締役会決議事項以外の事項について、全社にわたって影響を及ぼす可能性のある事項については、経営会議、常勤役員会等で審議の上、決定するものとする。

(3)職務分掌規程、職務権限規程及びその他妥当な意思決定ルールを制定し、それらに準拠して取締役及び使用人の職務の執行が行われるようにする。

(4)取締役及び使用人の職務執行状況を把握・検討しその改善を図るため、内部監査部門を設けて定期的にあるいは必要に応じて随時内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程や機密情報管理規程等関連規程に基づいて適切に保存及び管理を行う。

(2)取締役の職務の執行に係る情報のうち決定事項については、取締役会規程や稟議規程等関連規程に基づいて書面化 (議事録、稟議書、またはその他の書面。電磁的記録を含む)し、適切に保存及び管理を行うものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)経常的な業務遂行上想定されるリスクについては、各部門の業務フローの中で管理可能な体制を構築し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、各部門によるリスク評価に基づき経営会議、常勤役員会または取締役会での検討とリスク対応策の実施が迅速に行われる体制を構築する。

(2)地震・台風・水害・火災等の災害リスク、当社製品の品質・安全性に係るリスク、当社製品の医薬品事故に係るリスク等の管理については、制定される規程に基づき設置された委員会において対処するか、あるいは当該リスクに係る業務を所管する部門において対処する。

(3)リスク管理の状況を把握・検討しその改善を図るため、内部監査部門を設けて定期的あるいは必要に応じて随時内部監査を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会規程、常勤役員会規程、稟議規程等社内規程を整備し、それらに準拠して職務の執行を行うものとする。また業務手順を適宜見直し点検することによりその改善を図り、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

(2)全社及び各部門の目標を中期計画及び年度予算として策定し、それに基づき当社業務の運営及び業績の管理を行うものとする。

(3)業務執行の効率化・円滑化を図るため、使用人に対する教育・研修を実施するとともに客観的に各使用人の業績が評価できる体制を整える。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の業務は報告を受けることし、重要事項については関係会社管理規程等関連規程に基づき、取締役会または常勤役員会で承認するものとする。また子会社に役員を派遣すること及び子会社担当取締役・担当部門を設置することにより、子会社の業務が適正に行われることを確保する。

(2)子会社との取引にあたっては、独立法人間の取引としての適正を確保するため、その内容を書面化(電磁的記録を含む)する等、取引内容を明確化し透明性を図ることを徹底する。

(3)子会社の業務運営状況を把握・検討しその改善を図るため、内部監査部門が定期的にあるいは必要に応じて随時内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

　監査役が監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、その職務遂行を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、適切な員数の使用人を専任で置くものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人についての任命、評価、異動、懲戒は監査役会の同意を得る。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項で、法定の事項以外のものについては、取締役と監査役が協議の上、定めるものとする。

(2)コンプライアンス規程に基づき構築された内部通報制度において、コンプライアンスに違反する事実(おそれのある事実を含む)を通報された場合は監査役に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、取締役会をはじめとする重要な意思決定に係る会議に出席することができる。そのため取締役は重要な会議の議題及びその日程等を監査役に報告する。

(2)代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行うことにより、監査が実効的に行われることを確保する。

【整備状況について】
1. コンプライアンス体制について
生命や健康に関する事業を展開する立場から、平成12年9月の「ゼリアグループ行動規範」の制定、平成13年11月の「コンプライアンス・スタンダード」の制定等を通じて、高い倫理観に基づいた企業活動に従来よりグループをあげて取り組んでまいりました。
さらに、平成15年4月にコンプライアンス活動の一層の推進を図る目的から「ゼリアグループ・コンプライアンス規程」を制定いたしました。このなかで、コンプライアンス活動の推進に責任を負う組織として担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、社長、監査役、弁護士、コンプライアンス事務局を通報先とする通報制度を構築し、体制の整備を図っております。
なお、前述の「ゼリアグループ行動規範」と「コンプライアンス・スタンダード」を全面的に見直し、平成17年4月に「ゼリアグループ・コンプライアンス・スタンダード」として改訂し、現場における研修活動等を通じて、その徹底を図っております。

2. リスク管理体制について
当社においては、経常的に業務遂行上想定されるリスクについては各現業部門の業務フローの中で管理可能な組織体制を構築することを基本としております。この方針に基づき、各業務フローごとに規程の制定と整備に努めております。特に医薬品企業として特有の製品の品質・安全性に係る事項につきましては委員会制を敷き、品質管理委員会・安全性評価委員会における経常的な情報収集とともに、クレーム・事故等の発生時にはPL委員会において対処する横断的な体制としております。
なお、経営に重大な影響を与えるおそれのある事項につきましては、各規程に基づき、経営会議、常勤役員会または取締役会に付議し、経営レベルでの充分な検討と対応策の決定を行う体制としております。

3. 情報の保存・管理について
執行部門の業務執行に係る情報につきましては、文書管理規程、機密情報管理規程、稟議規程等の社内規定によって保管責任者、保存年限等を定め、これに基づいた運用を行っております。
なお、取締役会、常勤役員会及び経営会議の議事録につきましては、所管部が10年間に亘り保管する体制としております。

4. グループ企業の管理について
ゼリアグループは当社と関係会社17社で構成されておりますが、関係会社17社はすべて当社の全額出資子会社及びその孫会社であります。そのため、当社グループにおきましては、当社の「関係会社管理規程」において当社内に関係会社担当部門を設けるとともに、新株の発行、代表取締役の選任等の重要事項については当社の承認事項としております。
また、内部監査につきましても当社内部監査部門が関与する体制としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ゼリアグループ・コンプライアンス・スタンダード」に「市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を排除するとともに、断固として対決する」ことを明文化しており、コンプライアンス研修を通じてその徹底を図っております。
また反社会的勢力・団体からの接触に備えて対応部署を総務部とし、同部内に専門の担当者を設けております。さらに、「特殊暴力防止対策連合会」主催の研修会への参加および所轄警察署との連携強化により、最新の情報収集に努めるとともに、社内体制の整備を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛につきましては、現状特段の施策は実施しておりません。また、会社法施行規則第118条第3号に定める基本方針も決定しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、以下の通りです。

1. 会社情報の適時開示に係る体制
当社は経営会議において会社情報の適時開示に係る協議を行うこととしております。取締役会・常勤役員会等で決定した事項あるいは各部門において把握した重要事項等、適時開示の対象となる社内情報が管理本部長より随時経営会議に報告され、開示に関する検討および開示方針の決定をしております。また、対外窓口として広報部長を情報取扱責任者として定めており、株主、投資家、その他のステークホルダーに対して適時、適切な開示を実施しております。
事業年度もしくは各四半期の決算内容の開示等の当社グループの決算に係る重要事項に関しては、各部門から集積された財務情報等を基に管理本部長、経理部長、経営企画統括部長、経営管理部長、広報部長（各部担当役員を含む）をメンバーとする決算開示検討会における検討を経て、代表取締役に提案し、取締役会での審議を経て開示を行っております。
非財務に係る重要情報に関しては取締役会・常勤役員会で決定した事項あるいは各部門から報告された事項について開示の要否等を経営会議において判断し、適時、適切な開示を行っております。具体的な開示内容の作成は広報部長が所管し、代表取締役に提案する体制としております。

2. 子会社情報の適時開示に係る体制
当社子会社に係る会社情報の適時開示については、子会社管理を所管する経営戦略推進部が各子会社社長と連携し、重要情報の情報収集に積極的に関与し、グループ全体の適時開示体制の維持管理を行っております。また、開示を要する重要事実についてはすべて当社経営会議に報告され、その検討を経て対外開示を行う体制としております。

3. 適時開示に係るモニタリング体制
開示内容は、すべて事前に監査役のチェックを受ける体制としております。また、経営会議の審議内容につきましても、すべて監査役に報告されます。さらに「財務報告に係る内部統制」の全社的内部統制の観点から、内部統制担当チームによる整備・運用状況の評価を実施しております。

コーポレート・ガバナンス体制　模式図

